

おおり三島デイサービスコミュニティ

運営規程

(事業の目的)

1. 株式会社A's Beeが開設する、おおり三島デイサービスコミュニティ（以下「本施設」という）が行う指定通所介護及び介護予防通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。センターの職員、生活相談員、機能訓練指導員、介護職員等が要介護状態及び要支援状態または事業対象者にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護または介護予防通所サービス（以下「通所サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営の目的)

2.
 - 1 利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう作業療法等と食事、排泄の介護その他の生活全般にわたる機能維持回復訓練等を実施することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

3. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 おおり三島デイサービスコミュニティ
 - (2) 所在地 浜松市中央区三島町335番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

4. センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名
管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも通所介護及び介護予防通所サービスの提供に当たるものとする。
 - (2) 看護職員 1名以上
看護職員は、利用者の健康状態をチェックし、(介護予防)通所介護計画書に基づき通所介護及び介護予防通所サービスの提供にあたる。
 - (3) 介護職員 3名以上
介護職員は、利用者の入浴・食事・排泄の介助等を行い、(介護予防)通所介護計画書に基き、通所サービスの提供にあたる。
 - (4) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者等から(介護予防)通所介護計画書を作成し、それに基づく通所サービスの提供にあたり、その実施状況を(介護予防)通所介護報告書として作成し、利用者又はその家族に説明する。また通所サービスについての相談及び苦情に應對し、居宅介護支援事業者等関係機関との連絡調整を行い、その内容を的確に管理者に報告し、その対策に当たる。
 - (5) 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
5. (営業日及び営業時間)

本施設の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 月曜日～金曜日（年末12月31日～翌1月3日までは休業）
2. 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
3. 単位実施時間 午前9時30分から午後4時40分までとする。

（通所介護及び介護予防通所サービスの利用定員）

6. 通所サービスの利用定員及び単位数は次のとおりとする。

- (1) 1日あたりの利用定員 30人
- (2) 単位数 1単位

（通所介護及び介護予防通所サービスの内容）

7. 通所サービスの提供方法と内容は次のとおりとする。

1. 送迎
2. 健康チェック
3. 入浴サービス
4. 食事の提供
5. 作業療法
6. 日常生活動作訓練（食事動作、排泄等を含む）
7. レクリエーション療法
8. 機能訓練
9. 必要な日常生活上の世話・支援、介護や生活等に関する相談及び助言。

（利用料等）

8. 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、利用者負担額は指定通所介護に係る費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅サービス費の額を控除して得た額とする。指定介護予防通所サービスを提供した場合の利用料の額は、浜松市の要綱で定める額とし、利用者負担額は指定介護予防通所サービスに係る費用基準額から当該指定介護予防通所サービス事業者を支払われる第一号事業支給費の額を控除して得た額とする。
- 2 前項の支払いを受ける額のほか次項に掲げる費用の支払いを利用者から受けることとする。
 1. 利用者の希望により、サービス提供時間を越えて実施する通所サービスに係る費用を次の通り定める。

1,000円／30分毎
 2. 食材料費 1日780円
 3. おむつ代・尿取りパット代他、通所サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は実費とする。
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対して文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常事業の実施地域は、以下のとおりである。

浜松市中央区（元浜圏域、鴨江圏域、佐鳴台圏域、板屋圏域、新津圏域、芳川圏域、三和圏域、大平台圏域）

（衛生管理等）

第10条 本施設は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行

わなければならない。

2 本施設は、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の措置を行う。

- (1) 感染症対策委員会を設置する
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を策定する
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを策定する
- (4) 従業者に対し、平常時の対策及び発生時の対応に関する研修等を定期的、計画的に行う

(緊急時等における対応方法)

第11条 本施設の従業者は、通所サービスを実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 本施設の従業者は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第12条 本施設を利用するものについては以下の事に留意しなければならない。

- (1) 通所当日の朝に発熱等身体に異変が生じている場合は通所しない。
- (2) 通所規則を守り、他の利用者に対して迷惑となる様な行為は行わないこと。
- (3) 本施設利用の際に危険物等、不要なものを持ち込まないこと。
- (4) 本施設の介護スタッフの指示に従うこと。

(非常災害等対策)

第13条 本施設は、非常のその他緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図るため、定期的に避難訓練などを実施する。

2 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする。

- (1) 非常災害時
- (2) 感染症まん延時

3 上記について、定期的な訓練・研修等を行う。

(虐待の防止)

第14条 本施設は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行う。

- (1) 虐待防止委員会を設置する
- (2) 虐待防止のための指針を設ける
- (3) 虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を示したマニュアルを策定する
- (4) 虐待防止委員会の委員長を、施設の虐待防止にかかる措置の担当者とする
- (5) 虐待防止のための従業者への研修を定期的かつ計画的に行う

(ハラスメントの防止)

第15条 本施設は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれるとされることに留意しなければならない。

- (1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する
- (2) 相談に対応する担当者を予め定める事等により、相談への対応窓口を予め定め、従業者に周知する

(地域等との連携の強化)

第16条 本施設は、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(その他運営についての留意事項)

第17条 本施設は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また業務体制を整備する。

2 従業員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でな

く

なった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社A's Beeと本施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和2年7月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年1月1日から施行する。

附則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。